

最高裁判決への対応に関する専門委員会（仮称）の設置について

最高裁判決への対応に関する専門委員会（仮称）の設置（案）

1. 設置の趣旨

- 平成25年生活扶助基準改定に関する令和7年6月27日最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方について、法律・経済・福祉の専門的知見に基づく検討を行うため、社会保障審議会生活保護基準部会の下に、最高裁判決への対応に関する専門委員会（仮称）を設置する。

2. 委員の構成

- 専門委員会の委員は、学識経験者（法律、経済、福祉に関して専門分野とするもの）で構成する。
- 専門委員会に委員長を置く。

3. 検討事項

- 最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方

4. 生活保護基準部会への報告

- 専門委員会における検討結果は、生活保護基準部会に報告を行う。